

街路高質化事業の評価に関する基礎的研究 —シンボルロード整備事業実施街路を事例として— A Basic Study on Evaluation of High Quality Street Space A Case Study on Symbol Road Maintenance Project

○眞鍋慧¹, 阿部貴弘², 藤村祐貴³
Kei Manabe¹, Takahiro Abe², Yuki Fujimura³

Abstract: Questionnaire survey is conducted on the Symbol Road Maintenance Project and grasp how to use the street. Grasp and evaluate how the high-quality street space has secured the quality of space. It aims to obtain knowledge for discussing maintenance and utilization of street in the future.

1. はじめに

(1) 研究背景

近年、公共空間におけるプレイスメイキングの取り組みに代表されるように、街路空間において、空間の質的向上や、本来の用途以外の使い方に関する議論が活発に行われている。

国土建設の現況^[1]及び建設白書^[2], 国土交通白書^[3]に基づき、戦後の街路整備の背景を概観してみると、1953（昭和 28）年頃までは、街路整備は都市施設整備のうち最も重要かつ緊急性を有する事業として考えられていた。その後も自動車交通の発達に対応する形で、狭隘な道路をいかに整備し交通難を解消していくかに重点が置かれて街路整備が行われていた。街路整備の方針において変化が見られるのは 1970 年代頃からであり、オープンスペースを確保することや歩車分離を行うことで、良好な市街地環境を形成しようという動きが見られるようになる。その後 1980 年代になると、かつて自動車に対応するために整備されていた街路が、人間中心のまちづくりへと移り変わり、質の高い生活空間としての街路整備や周辺地区との一体的な整備が考えられるようになった。そうした時代背景の中で、沿道街区と一体となった、質の高い街路空間を創出するため全国各地で始められた事業が「シンボルロード整備事業」である。

(2) 研究目的

高質化された街路空間がその後どのように空間の質を担保してきたのかを把握し評価することにより、今後の街路の維持管理・利活用を議論するための知見を得ることができると考える。

街路・沿道の一体型空間整備の評価に関する既存研究では、石川県の独自事業を事例とした長原ら^[4]の研究があるが、整備後の維持管理や利活用についての評

価がなされているものはない。

2. 研究対象

本研究では、街路事業事務必携^[5]に掲載されているシンボルロード整備事業実施街路 68 箇所を対象とする。

3. 研究方法

シンボルロード整備事業を実施した 68 路線の街路を対象に、現在の行政施策や管理状況を把握するため 2017（平成 29）年 9 月 11 日～13 日に電子メールによるアンケート調査を実施した。なお、質問項目は以下の通りである。（Table 1）。

Table 1. List of Question

1	シンボルロード整備事業を実施した街路について、たとえば景観計画に基づく景観重要道路の指定など、景観の保全形成やまちづくりの推進に係る行政施策上あるいは都市計画上の位置づけはありますか？
2	シンボルロード整備事業を実施した街路の沿道地区に関して、地区計画や景観地区、景観重点地区など、景観の保全形成に係る行政施策上あるいは都市計画上の位置づけはありますか？
3	シンボルロード整備事業を実施した街路において、街路の維持管理に係る沿道住民との管理協定や、街路の維持管理に係る住民組織や民間組織はありますか？ ある場合、その内容はどのようなものですか？
4	シンボルロード整備事業を実施した街路の沿道地区に関して、まちづくりや景観の保全形成に係る住民組織や民間組織はありますか？ ある場合、その組織はいつ、どのような経緯で発足し、どのような構成で、どのような活動を行っていますか？
5	シンボルロード整備事業を実施した街路において、交通機能以外の用途（たとえば、朝市やフリーマーケットのようなイベントやカフェなど）で活用を行っていますか？ 行っている場合、その内容はどのようなものですか？（内容、実施時期、実施体制など）
6	シンボルロード整備事業を実施した街路に関する課題（たとえば、当初整備した施設が想定通りに活用されていない、舗装や植栽の管理が負担となっている、歩道を通行する歩行者が少ないなど）がございましたらご教示ください。
7	シンボルロード整備事業を実施した街路において、シンボルロード整備事業完了後に、新たな改修事業など再整備を行っているようでしたら、その内容・実施時期・実施経緯についてご教示ください。

4. 調査結果

アンケート調査は、2017（平成 29）年 9 月 30 日時点で全 68 箇所のうち 40 箇所から回答を得た。

(1) 街路に関する行政上の施策について

街路に関して景観計画などの行政施策や都市計画上の位置付けを行っている自治体は 19/40 と、約半数の自治体で行われている。

その内訳を見ると 19 のうち 12 の自治体で景観に関

1：日大理工・学部・まち 2：日大理工・教員・まち 3：日大理工・院（前）・まち

する位置付けを行っている。

主な景観上の位置付けとしては、計画法に基づく景観計画が定められているものが 8 箇所あり、その中で位置づけを見ると、景観重要道路に定められているものが 3 箇所、景観形成地区、景観形成重点地区、景観計画区域に定められているものがそれぞれ 1 箇所ずつであった。その他、景観形成の方針として位置づけられたものや、都市部の骨格を形成する軸といった位置付けがあった。

また、景観計画以外のものでは、条例を定めているものが 4 箇所あり、その内訳は広告物に関する規制を定めているものが 2 箇所、独自のまちづくり景観条例を定めているものが 2 箇所であった。

(2) 沿道地区に関する行政上の施策について

沿道地域に関する行政施策については、23/40 と半数以上の事業で行われている。

23 のうち、街路の沿道街区において景観重点地区等の地区指定を行い、重点的な景観形成を図ろうと考えられているものは 8 箇所であった。

その他、地区計画によって当該街路の沿道地区をシンボル性のある道路に整備すると定めているものや、街路整備の際に街並みの統一や維持管理に関する建築協定を定めているものがあった。

(3) 街路の維持管理における沿道住民との関わり

街路の維持管理に関わる管理協定や管理組織については、15/40 の街路で取り組みが行われている。

その内訳は、管理団体があると回答した 15 団体のうち 14 団体が清掃等の街路の維持管理に関するものであることがわかった。また、1 団体は市民と行政が話し合う場を設けるための団体であった。

(4) 沿道地区のまちづくりにおける住民との関わり

沿道地区に関する住民組織、管理団体については街路に関するものより少なく 13/40 という結果になった。

管理団体があると答えた自治体の内訳を見ると、協議会や振興組合などが壁面後退や外壁の色、材質など景観に関する建物の規制を行っているものが最も多く 7 箇所活動していた。その他、清掃等の沿道の維持管理に関するものが 3 箇所、スタンプラリーやコンサート等のイベントを行なっているものが 2 箇所であった。

(5) イベントについて

イベントについては 27/40 の自治体で行われていた。イベントの内容としては、地元の商店街等が出店する市場や祭りが多く見られた。

(6) 現在の街路に対する課題について

課題については、19/40 の自治体で課題があるとの回答を得た。

特に老朽化や破損等で修繕のための工事費が増大していることと、植栽の剪定等の維持管理が大きな負担となっている。

(7) 施工後の改修について

改修については、6/40 とあまり行われていない。

改修の内容は、破損等の修復や視覚障害者用誘導ブロックの設置、車線数の変更等があげられた。

5. 考察

街路及び沿道地区に対して行政施策を施行しているところは、街路に関するものが 19 箇所、沿道地区に関するものが 23 箇所と半数以上の自治体で行われていることが明らかになった。

シンボルロード整備事業の事業目的である「沿道地区と一体となった質の高い街路空間の創造」の達成には沿道地区における景観重要地区等の地区指定が有効であると考えられるが、これらの地区指定がある事例は全体の 2 割であった。

また、22 の自治体で街路もしくは沿道地区に関する住民の管理団体が存在し、27 の自治体で祭事や物販等のイベントが開催されていることから、半数以上の自治体で街路の維持管理や利活用が住民協働で行われていると考えられる。

6. 今後の課題

上記の考察をもとに、沿道地区においても景観形成を図ろうとしている事例や、地区指定はないが外部評価が高い事例の現地調査を行い、高質化された街路空間がその後どのように空間の質を担保してきたのかを把握し評価する必要がある。

7. 参考文献

- [1] 建設省：「国土建設の現況」，建設省，1949-1967
- [2] 建設省：「建設白書」，建設省，1968-2000
- [3] 国土交通省：「国土交通白書」，国土交通省，2000-2016
- [4] 長原俊介，川上光彦，倉根明德：「都市計画道路整備における沿道街並みの一体的整備事業の評価—石川県独自事業の事例研究—」，土木計画学会論文集，vol.40，pp.17-23，2009
- [5] 街路事業研究会編：「街路事業事務必携」，日本交通計画協会，2010